

がいこくじんそうごうそうだん とうだん
「外国人総合相談センター」への相談から
にほん きか
Q.28) 「日本への帰化」について

こた
答え

■**帰化とは**：日本人になることを希望して申請した外国籍の人に
たい ほうむだいいん きよか にほん こくせき あた せいで
対して、法務大臣の許可によって、日本の国籍を与える制度で
す。帰化が許可されると、官報（*国の機関紙。インターネットのウェブ
サイトでも見ることができる。）に告示された日から日本人となります。
しんせいまどぐち す ちいき ほうむきよくこくせきか と あつか
申請窓口は、住んでいる地域の法務局 国籍課です。（*取り扱
い ほうむきよく ちほうほうむきよくほんきよく かわこえ くまがや ちちぶ ところざわ ひがしまつやま こしがや
法務局：さいたま地方務局本局、川越・熊谷・秩父・所沢・東松山・越谷・
くま かくしきよく
久喜の各支局）

■**永住と帰化の違い**：◇永住の申請窓口は、入国管理局です。
えいじゆうきよか う むきげん にほん す さいりゆうかつどう
永住許可を受ければ、無期限に日本に住むことができ、在留活動
（仕事）にも制限がありません。本国の国籍はそのままなので、
ほこく かえ かんたん にほん にじゆうこくせき きんし
母国に帰ることが簡単にできます。◇日本は、二重国籍を禁止し
ていますので、帰化した場合、原則として母国の国籍を捨てるこ
とになります。◇全ての面で、日本人と全く同じ権利が与えられ
ます。例えば、選挙・被選挙権が与えられ、公務員にもなれま
す。日本のパスポートを持ち、外国での日本政府の邦人保護の
たいしやう ほこく こくせき もと むすか くに
対象にもなります。ただし、母国の国籍に戻ることが難しい国
もあるので、注意しましょう。

■**帰化の条件**：最低限の条件を定めたもので、これらの条件を
み かほら きか きよか かき
満たしていても、必ずしも帰化が許可されるとは限りません。

【**住所条件**】正しい在留資格を持っていて、申請をするまで
に、引き続き5年以上日本に住んでいること。

【**能力条件**】20歳以上で、本国の法律によっても成人の年齢
に達していること。

【**素行条件**】素行が善良であること（*犯罪歴の有無、納税状況、
しゃかい めいわく うむ そうごうてい ほんだん
社会への迷惑の有無などから総合的に判断）。

【**生計条件**】生活に困るようなことがなく、日本で暮らしてい
ることが必要（*生計を一にする親族単位で判断される）。

【**重国籍防止条件**】【**憲法遵守条件**】のほか、【**日本語能力
じやうげん しょうがっこう ねんでいど よみ か
条件**】（*小学校2～3年程度の読み書きができること）。

■**帰化の申請方法**：本人（15歳未満のときは、父母などの法定
だいりんにん みすか じゆうしやち かんかつ ほうむきよく い ひつようしやるい そ
代理人）が、自ら住所地を管轄する法務局に行き、必要書類を添
えて、書面によって申請します。

※帰化の手続きは、提出する書類が非常に多く、複雑です。本国か
ら取り寄せなければならない書類もあります。個人によって必要書
類が異なります。審査基準や審査の期間も決まっています。帰化
を希望する人は、先ず法務局国籍課に行って相談してください。

选自外国人综合咨询中心的咨询问题
28) 关于入日本籍

答复：

■ **归化**：对申请加入日本国籍的外国人，经法务大臣
批准给予日本国籍的制度。获批后，官报公布获批者
名单，从此申请人成为日本人。官报是日本政府机关
报，也可通过官方网站阅览。归化在所居住地区管辖
的法务局国籍课办理申请。

（*承办“归化”申请的地方法
务局有：さいたま地方務局本局及
川越・熊谷・秩父・所沢・東松山・越
谷・久喜的各分局）



■ **“永住”和“归化”的差别**：

◇永住在入国管理局申请。获得永住资格的外国人，
在日本的居留期限不受限制，在留活动（工作种类）也
不受限制。获得永住资格的人国籍不变，要回自己国
家生活也很简单。

◇日本不承认双重国籍，归化后原则上需退出原有国
籍。

◇在所有方面，外国人归化后拥有与日本人完全相同
的权利，如享有选举和被选举权；可以当公务员；因
拿日本护照，在国外可受日本政府的保护。但是有的
国家要办回原有国籍比较困难，须加注意。

■ **归化的条件**：原则上应具备以下基本条件。但即使符
合这些条件也未必一定获批“归化”。

【**住所条件**】持有正当的在留资格，截至办理之日，
在日本居住5年以上。

【**能力条件**】年龄在20岁以上，并按原有国法律已成
人。

【**品行条件**】品行端正。*从有无犯罪经历、有无困
扰社会的行为、纳税情况等方面进行综合判断。

【**生計条件**】生活没有困难，依靠本人或同居家属的
收入可以在日本维持生計。

【**防止双重国籍条件**】【**遵守宪法条件**】之外，还有
【**日语能力条件**】（有小学2、3年级会话写作水平）。

■ **申请归化的办法**：本人（15岁以下的人，父母等为
法定代理人）到居住地所管辖的法务局，以书面形式
附上必要资料办理申请。

※申请归化需要提交多种资料，比较复杂。其中包括
由自己国家政府机关出具的资料。且
根据个人情况提交资料也不同。审查
标准、审查时间长短不加规定。要申
请归化的外国人士，首先请到法务局
国籍课去面谈。

